

119番上京消防署です

安心安全な新生活を迎えるために

4月からの新生活に向け、期待感で胸を躍らせて、身の回りの準備をされている方が多くいらっしゃいます。しかし、新生活は「住む場所」、「学ぶ場所」、「仕事をする場所」等、多くの変化が出てきます。

万が一、災害等が発生した場合に備えて、次の3つのことを把握していただき、安心安全の確保に努めましょう！

- ～チェックシート～
- 119番通報をする際、住居や職場などの住所を正しく伝えることができるか。
 - 消火器やAEDが設置されている場所はわかるか。
 - 迷わずに避難できるか。

上京消防署 (☎431-1371、FAX414-1999)
〒602-8031上・釜座通下立売下る
上京消防署



健康寿命をのばす「おもてなし」

◆◆◆フレイル予防◆◆◆

- 「な」 仲間をつくろう
- 「し」 趣味をもとう

1日1回以上は外出し、人との会話を楽しみましょう！人とのつながりや、社会参加がフレイル予防につながります。

「おもてなし」の説明カードを右記窓口で配布中です。



健康寿命をのばすおもてなしカード

☎ = 健康長寿推進課(健康長寿推進担当)
(☎441-2872、2階②番窓口)

空き家等相談窓口を開設します 無料

令和2年度より、毎月第1火曜日に区総合庁舎において「空き家相談員※」による不動産(空き家等)活用相談窓口を開設します。(5月、11月は休会。)

現在のお住まいや所有する空き家等の活用についてご相談いただけます。※「空き家相談員」は京都市の研修を受講し登録された不動産事業者です。

日時 4月7日(火)
13:30~15:00
受付 区総合庁舎1階①番窓口
※先着順、1組30分程度



☎ = 都市計画局まち再生・創造推進室
空き家対策担当 (☎222-3503)

上京区地域介護予防推進センター
各種教室のご案内

健口塾
日時 4月5・6月の第3火曜日の全3回(14時~15時30分)
場所 小川特別養護老人ホーム
内容 お口の元気体操、お口の機能と介護予防についての講話等
参加費 500円(360度歯ブラシ代)
定員 10名程度
※区内在住の65歳以上の方が対象。要予約。
☎ 上京区地域介護予防推進センター(京都市小川特別養護老人ホーム内)
(☎417-4707)

国民健康保険、後期高齢者医療制度からのお知らせ

就職、引越しのシーズンです。国保の届出もお忘れなく。次のようなときは国保の届出が必要です。該当したときから14日以内に保険年金課へ届出してください。

- 職場の健康保険や国保組合を辞めた、あるいは入ったとき。
- 市内に転入する、あるいは市外及び国外に転出するとき。

特別徴収(年金からの引落とし)の方へ
令和2年2月に平成31年

区社協通信

「日常生活自立支援事業」
「くらしのあんしんを応援」

住み慣れた地域であんしんして自立した生活が送れるように、社会福祉協議会がお手伝いする事業です。

だれがつかえるの？
自分で判断することが不安な方や、お金のやりくりや支払い、役所等に出す書類の手続き等に困っている人が使えるサービスです。

どうすればつかえるの？
①まず、社会福祉協議会に申し込んでください。
②社会福祉協議会の専門員が困っていることや希望をお聞きし、一緒に支援内容を考えます。
③手伝ってもらいたいと思ったら、支援内容を決めて、社会福祉協議会と契約します。お金がかかる場合もあるので、確認してきめましょう。

☎ 上京区社会福祉協議会
(☎431-0815、FAX 432-0906)

度(令和元年度)分の保険料を特別徴収により納めていただいている方は、原則として、令和2年度分の保険料も引き続き特別徴収により納めていただきます。

4月、6月、8月の各月は、令和2年2月と同額を特別徴収により納めていただき(仮徴収)、国保は6月に、後期高齢者医療制度は7月に決定する年間保険料の額から仮徴収額を除いた額を10月、12月、翌年2月の3回に分割して納めていただくこととなります。

☎ 保険年金課(資格担当)
(☎441-5130)

北部土木事務所です 子どもたちを交通事故から守る

北部土木事務所では、子どもたちが安全に道路を移動できるように、保育園周辺等の危険性がある場所において、横断防止柵やポールの設置・路側帯の整備等の安全対策に取り組んでいます。

保育園や学校等の周辺を車やバイクで走るとき



安全対策の取組事例



は、子どもたちに十分注意し、スピードを落とす等、交通事故防止に努めましょう。

☎ 北部土木事務所 (☎492-3111)

ひとり親家庭の自立支援給付金等について

京都市では、ひとり親家庭の就業に向けた能力開発の取組に給付金を支給しています。

※①、②は所得制限あり。

① 自立支援教育訓練給付金
対象 ひとり親家庭の親で厚生労働大臣指定教育訓練講座の受講者
給付額 受講費用の60%(1万2千~20万円)
申請時期 受講開始前

② 高等職業訓練促進給付金等
対象 ひとり親家庭の親で資格取得のため指定機関で1年以上の課程を修業する方(看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、歯科技工士、視能訓練士、言語聴覚士、製菓衛生師、調理師)

給付額 【非課税世帯】月額10万円と修了時5万円
【課税世帯】月額7万5000円と修了時2万5000円
申請時期 受講開始後

③ 高等職業訓練促進資金貸付
対象 ②を活用して養成機関に在学しているひとり親
貸付額(上限) 入学時50万円、就職時20万円
利子 連帯保証人がいる方は無利子、いない方は1%
申請時期 受講開始前
※課程を修了し、資格取得後1年以内に就職し、府内で資格が必要な業務に5年間従事した場合は返還不要。

④ 高等学校卒業程度認定試験合格支援
対象 ひとり親家庭の親又は児童で試験合格講座の受講者
支援額 受講費用の20%(受講修了時)と40%(合格時)
※上限は合算して15万円
申請時期 受講開始前
☎ 子育て推進担当 (☎441-5119、3階③番窓口)